



平成 14 年 12 月 2 日

各 位

東京都新宿区西新宿一丁目 6 番 1 号
株 式 会 社 セ プ テ ー ニ
代 表 取 締 役 七 村 守
(コード番号：4293)
問 合 せ 先 専 務 取 締 役 管 理 本 部 長
野 村 宗 芳
電 話 番 号 03-3342-7600 (代表)

ストックオプション（新株予約権）に関するお知らせ

当社は、平成 14 年 11 月 13 日開催の当社取締役会において、商法第 280 条ノ 20 及び第 280 条ノ 21 の規定に基づき、ストックオプションとして「株主以外の者に対し特に有利な条件で新株予約権を発行する件」を平成 14 年 12 月 19 日開催予定の当社第 12 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 株主以外の者に対し特に有利な条件で新株予約権を発行する理由

当社の業績向上及び企業価値増大に対する意欲や士気を高めることを目的として、当社及び子会社の取締役及び従業員に対し、ストックオプションとして新株予約権を無償で発行いたしたく存じます。

2. 新株予約権の要領

(1) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

普通株式 500 株を上限とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整する。ただし、この調整は本新株予約権のうち当該時点で権利を行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整により 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

(2) 発行する新株予約権の総数

500 個を上限とする。

なお、新株予約権 1 個当たりの目的たる株式の数は 1 株とする。ただし、上記(1)の株式数の調整を行った場合は、新株予約権 1 個当たりの目的たる株式の数について同様の調整を行う。

(3) 新株予約権の発行価額

無償とする。

(4) 各新株予約権の行使に際して払込をすべき金額

各新株予約権の行使により発行又は移転する株式 1 株当たりの払込金額（以下「行使価額」という）

に新株予約権 1 個当たりの目的たる株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権発行日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）の、日本証券協会が公表する当社株式の午後 3 時現在における最終価格の平均値に 1.05 を乗じた金額（1 円未満の端数切り上げ）とする。ただし、当該金額が新株予約権発行日の最終価格（当日に取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の最終価格）を下回る場合は、当該最終価格とする。

なお、新株予約権発行日以降、以下の事由が生じた場合は行使価額を調整する。

当社が株式分割又は株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により行使価額を調整し、調整により 1 円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による場合及び平成 14 年 4 月 1 日改正前商法第 280 条ノ 19 の規定に基づく新株引受権の行使による場合を除く）次の算式により行使価額を調整し、調整により 1 円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。ただし、算式中「既発行株式数」には新株発行等の前において当社が保有する自己株式数は含まない。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行（処分）株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{\text{新規発行（処分）前の時価}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行（処分）による増加株式数}}$$

当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合、合理的な範囲で適切に行使価額を調整する。

（ 5 ）新株予約権の権利行使期間

平成 17 年 7 月 1 日から平成 22 年 6 月 30 日までとする。

（ 6 ）新株予約権の行使の条件

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

その他の条件は、取締役会において決定する。

（ 7 ）新株予約権の消却事由及び条件

当社はいつでも新株予約権を取得し、これを無償で消却することができる。

（ 8 ）新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。

（注）上記内容については、平成 14 年 12 月 19 日開催予定の当社第 12 回定時株主総会において「株主以外の者に対し特に有利な条件をもって新株予約権を発行する件」が承認可決されることを条件といたします。

以 上